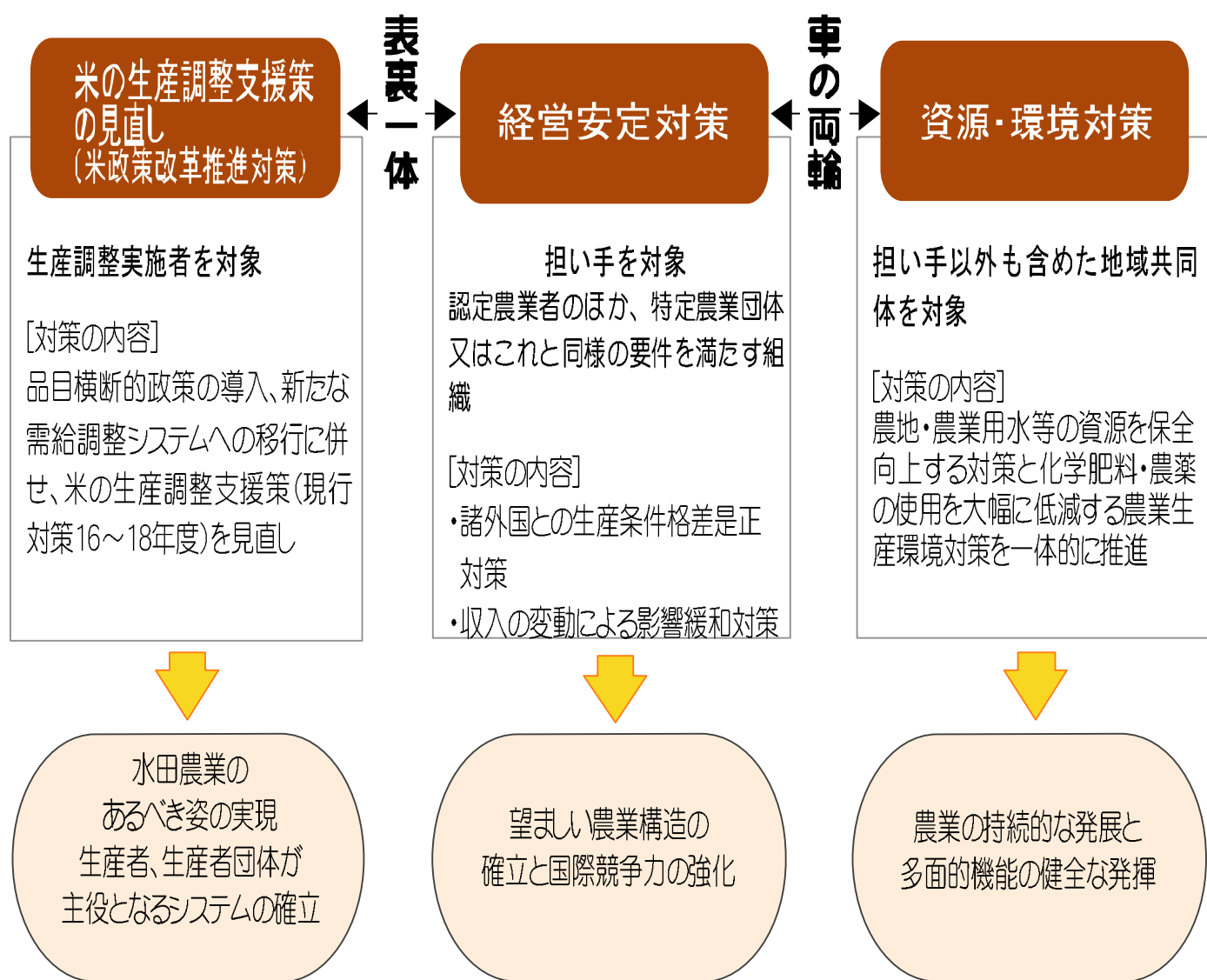


# 経営所得安定対策等大綱の概要

新たな食料・農業・農村基本計画の重要施策として平成19年産から導入することとされている品目横断的経営安定対策の具体的な要件等が先般10月27日に決定いたしました。

決定内容は、下図に示した品目横断的経営安定対策の詳細な枠組み、米政策改革推進対策の見直し内容及び新たに導入する資源・環境対策の枠組みです。



## 経営安定対策における経営規模要件の基本原則

- ◎認定農業者で4ha以上（農地基本台帳の田、畑の合計面積）
- ◎特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織で20ha以上